

諮問番号：諮問第 227 号

答申番号：答申第 227 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく一時扶助（通院移送費）（以下「通院移送費」という。）支給決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 10 月 13 日突然新しいケースワーカーから電話があり、通院移送費の 8 月分の領収証を出すように、7 月以前の分はもう出ないと言われ、びっくりした。これまで 3 か月分しか出ないことは聞いたことがなく全く知らなかったからである。保護開始の際も説明を受けた記憶はないし、「生活保護のしおり」にも書いていない。説明を受けたことがないのに、一方的にダメですと打ち切られることは納得できない。

審査請求人の通院移送費で最も支出が大きいのは精神科の通院である。行橋市にある病院に月 1 回通院しているが、体調が悪いと 2 か月に 1 回になったりするため、はっきりと予定が立たないで、領収証提出のタイミングを迷う時がある。

審査請求人は歩行のために装具をつけ杖を使用している。通院には J R 等の公共交通機関やタクシーを利用している。役所に出かけるにもタクシーが必要である。歩いて行くことはできない。外出機会が増えると身体的にも経済的にもとても大きな負担である。体調の悪いときは遅れてもよい、領収証は郵便で送ってもよいと言われたが、郵便局に行くにはタクシーが必要で、ポストに投函するにも困難が伴う。

できれば、以前のように申請は半年分まとめてできるようにお願いしたい。

これだけためてもやっつけていけるのはお金があると思われると、保護課では言われたが、コロナの給付金があり、多少の無理はきいた。諸物価が値上がりする中、当

てにしていたお金が出ないのはとても困るので、お願いしたい。

- (2) 令和4年10月28日付けで北九州市小倉南福祉事務所に申請した通院移送費に追加して、令和4年7月以前の未申請未支給分について全額支給するとの裁決を求める。
- (3) 審査請求人が生活保護を受けるようになって、4人のケースワーカーにお世話になったが、4人目の方になって初めて、前々月までの申請しか認められないという事を聞いた。通院移送費の申請を事案発生月の翌月に行うといった指導を受けたことはない。審査請求人が指導に従わなかった、審査請求人に非があるとの処分庁の主張である。ケースワーカーが嘘をついていると思いたくないが、審査請求人は嘘をついていない。
- (4) 7月以前の申請をしなかったのは、それ以前の申請を認めてほしいと思ったが、前々月までしか認められないと言われたからである。これまで、3か月以上の申請をして認められてきたのだから、変更があるなら、認められないことをもっと早く説明してほしい。そのことに不服申し立てはできないのか。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適切に行われており、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審査請求人の不服申立ての利益について

処分庁は、審査請求人が本件審査請求において取消しを求める本件処分は、令和4年8月以降の通院移送費決定処分であるところ、本件処分は審査請求人の申請する内容をそのまま認める内容の処分であるため、「行政庁の処分に不服がある者」（行政不服審査法第2条）にあたらぬ（審査請求の利益を欠く）から却下されるべきであると主張している。

このことについて、本件処分の内容は、同年8月分から10月分までの通院移送費について支給を認めるものであり、本件審査請求は、本件処分の取消しを求めるものである。

よって、本件審査請求においては、処分庁の行った本件処分が法令及び通知等に則って適法に行われているかについて判断する必要がある、「行政庁の処分に不服のあ

る者」にあたらなから却下されるべきであるとする処分庁の主張は採用することができない。

2 通院移送費の算定について

移送の給付については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第 3 の 9 の (1)において、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」とされている。

また、通院移送費の追加支給については、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13 の 2 の答 1 において、最低生活費の遡及変更は 3 か月程度（発見月からその前々月分）と考えるべきであるが、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ法に基づく保護（以下「保護」という。）の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前 5 年間を限度として追加支給して差しつかえないこととされている。

本件についてみると、処分庁は、通院移送費の給付要否について嘱託医からの意見を聴取し、給付の対象となる医療機関、通院頻度、通院期間及び交通手段を決定している。その後、審査請求人からの通院移送費申請を受け、内容を精査した上で通院移送費を認定しており、これは、医療扶助運営要領第 3 の 9 の (1)における、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段」であると認められる。

したがって、本件処分に係る通院移送費の算定については、法令及び通知等に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、令和 4 年 7 月以前の通院移送費の支給を求めている。また、審査請求人は 7 月以前の通院移送費の申請をしなかったのは、それ以前の申請を認めてほしいと思ったが、前々月までしか認められないと言われたからであると主張している。

このことについて、審査請求人は、令和 4 年 7 月以前の申請を行っていない。

また、処分庁は平成 31 年 4 月 26 日、令和元年 10 月 10 日、令和 2 年 4 月 2 日及び令和 4 年 4 月 12 日に、審査請求人に対し、通院移送費の申請がある場合には、速やかに提出するように指導していることが認められる。さらに、処分庁は、令和 4 年 10 月 19 日及び同月 25 日、審査請求人に対し、申請月の前々月までの通院移送費が認定さ

れるものであると説明しているが、当該指導は、問答集第 13 の 2 答の 1 の「最低生活費の遡及変更は 3 か月程度（発見月からその前々月分で）と考えるべき」との記載に沿った適切な指導であることが認められる。当該指導のほか、令和 4 年 7 月以前の通院移送費について審査請求人が申請できなくなるような特段の事情は認められない。

したがって、審査請求人は、令和 4 年 7 月以前の通院移送費について、申請することができたにもかかわらず、申請しなかったものと認められることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分において違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 10 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 12 月 14 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

通院移送費の給付については、医療扶助運営要領第 3 の 9 の (1) において、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」とされている。

処分庁は、通院移送費の給付要否について嘱託医からの意見を聴取し、給付の対象となる医療機関、通院頻度、通院期間及び交通手段を決定した上で、審査請求人からの通院移送費申請に基づき通院移送費を認定している。

よって、処分庁は、本件処分に係る通院移送費の算定について、法令及び通知等に則って適正に行ったことが認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、令和 4 年 7 月以前の通院移送費の支給を求めているが、同月以前の通院移送費は申請していない。審査請求人は、その理由として、前々月までの申請しか認められないと言われたからであると主張している。

処分庁は、審査請求人に対し、通院移送費の申請がある場合には速やかに提出するよう数回にわたって指導しており、さらに、令和 4 年 10 月 19 日及び同月 25 日には、審査請求人に対し、申請月の前々月までの通院移送費が認定されるものであると説明している。これは、問答集第 13 の 2 答の 1 に則った適切な指導であると認められる。

よって、令和4年7月以前の通院移送費について、審査請求人が申請できなくなるような特段の事情は認められず、審査請求人は、申請することができたにもかかわらず申請しなかったものと認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也